

2023年3月20日

監査法人のガバナンス・コードへの適用状況

赤坂有限責任監査法人
代表社員 池田 勉

赤坂有限責任監査法人の、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)の適用状況は下記のとおりです。

当監査法人グループは、監査のみならず、税務・アドバイザリー業務に関する知見含めて豊富であり、監査品質を高めるための知識・経験を有しており、監査法人のガバナンス・コードの原則を適用し、品質の高い監査を継続的に行ってまいります。

原則1 役割

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
--

指針	各指針への対応状況
1-1 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	代表社員が、自らの経験や監査環境を踏まえた品質管理に関するメッセージについて、監査を実施する職員を対象に毎月伝達している。
1-2 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	Missionとして、「クライアントの公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、国民経済の健全な発展に寄与」を掲げ、「品質の高い監査を継続的に行うこと」を目標として掲げている。
1-3 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	品質管理を重視した人事評価を行っている他、赤坂税理士法人及び株式会社赤坂国際会計(以下、「関係会社等」という。)における財務デュー・デリジェンスや不正調査の経験を踏まえ知識向上を図っている。
1-4 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極	適切な内部及び外部研修に参加、最新の情報について内部ポータルでの伝達、毎月

指針	各指針への対応状況
的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	の会議において伝達する他、個別の面談を通じて法人の問題点等について認識し、開放的な組織文化・風土の醸成を行っている。
1-5 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	財務デュー・デリジェンス、企業価値評価及び税務関連業務等の非監査業務については、関係会社等にて実施しており、会計監査に関連する幅広い知識や経験を習得する重要な機会と考えている。一方、監査品質を損なわない範囲で人的リソースについては、慎重に検討してバランスをとりながら実施している。

原則2 マネジメント

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

指針	各指針への対応状況
2-1 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	全社員が集まって毎月社員会を開催し、法人運営に関する事項や監査品質管理委員会における協議事項を審議・決議している。また、社員会で審議した内容及び決議事項の概要を全構成員へ伝達することで、法人運営の透明性を高め、経営方針等を組織全体へ浸透させている。
2-2 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 	監査品質管理委員会を定期的で開催し、監査業務管理、審査、人材開発、情報システム、その他品質管理活動に関する協議、決定、進捗管理等を行っている。また、監査ミーティングを月次で開催することにより、社員のみならず、ディレクター及びマネージャー含めて監査品質を重視した運営を行っており、職務について監査を実施するメンバーに伝達している。

指針	各指針への対応状況
<ul style="list-style-type: none"> 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 監査に関する業務の効率化及び企業においても IT 化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT の有効活用の検討・整備 	
2-3 監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	監査経験・品質管理の貢献度等を勘案し、社員への登用について検討する他、重要事項については社員会で討議し決議している。

原則 3 監督・評価

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

指針	各指針への対応状況
3-1 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	社員会に外部委員 2 名も参加することにより、監督・評価等を実施している。
3-2 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	独立した第三者 2 名を選任し、監督・評価等を行っている。
3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 	外部委員に下記事項を委嘱し、監督・評価を行っている。 目的: 監査品質を高めるために下記の事項を委嘱している。 <ol style="list-style-type: none"> 品質管理レビュー及び検査等での指摘を受けている事項に対する改善状況の監視・助言 監査法人と関係会社等の運営に関して、監査品質を向上させるために適切な態勢となっているかの監視・助言

指針	各指針への対応状況
<ul style="list-style-type: none"> 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>3. 定期的検証・日常的監視等を含む監査法人内部の品質管理のシステムが有効に機能しているかの監視・助言</p> <p>4. その他監査品質を高めるための取組状況及び監査法人としてガバナンス・コードに記載の事項に対する監視・助言</p>
<p>3-4 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>外部委員及び社員会をサポートする監査品質管理委員会の活動状況についても報告を行うなど、社員会を通じて外部委員の業務遂行に資する情報の提供を行うほか、外部委員からの依頼に基づき情報提供を行い、必要となる監視・助言等が行われるような体制を整備している。</p>

原則 4 運営

監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針	各指針への対応状況
<p>4-1 監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p>	<p>定期的に職員との面談を開催することにより、監査現場からの必要な情報等について適時に共有している他、定期的な会議及び社内ポータルサイトにより経営の考え方を浸透させる体制を整備している。</p>
<p>4-2 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。</p>	<p>各専門要員の教育研修、品質管理業務、監査業務への関与実績についてモニタリングしている。</p> <p>人事評価規程に基づき、職業的懐疑心を適正に発揮したかどうかを適切に評価する体制を整備している。</p>
<p>4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること 	<p>全体研修及び新人研修を定期的に開催し必要な教育を行っている。また、企業の経理部門経験者等様々なバックグラウンドを有した職員を採用する他、上場企業を含む経理支援や監査対応、アドバイザー業務、税務業務の経験を通じて品質の高い監査ができるような態勢を整備している。</p>

指針	各指針への対応状況
<ul style="list-style-type: none"> 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること 	
4-4 監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	定期的に経営者とのコミュニケーションを義務化し、識別した事項をリスク評価等へ反映させている。 また、監査役等との間では、監査計画や監査結果、不正リスク等に関して監査役等と適時コミュニケーションを実施している。
4-5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	内部及び外部通報制度を整備している。(ホームページ上の Hotline 等の窓口については現在ホームページを改訂中であり、それにあわせて整備予定)

原則 5 透明性の確保

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	各指針への対応状況
5-1 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	(現在集計中) 取組状況について当法人ホームページで公開予定
5-2 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 	指針 1-1、指針 1-2、指針 1-5、指針 2-1、原則 3、指針 5-4 を参照

指針	各指針への対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方 ・ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 ・ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	
<p>5-3 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>クライアントアンケート等を独立第三者による監督・評価機関の設置し、評価する予定</p>
<p>5-4 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>外部委員によるモニタリングを行う予定</p>
<p>5-5 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>継続的にホームページ等で公開する予定</p>

以上